

第 8 回 天塩川上流流域治水協議会

天塩川上流流域治水協議会 規約

令和 7 年 3 月 11 日

天塩川上流流域治水協議会 規約（改正案）

（設置）

第1条 「天塩川上流流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、天塩川上流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（流域治水協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は旭川開発建設部長とする。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

（流域治水協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 天塩川上流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（流域治水幹事会）

第5条 協議会に天塩川上流流域治水幹事会（以下「幹事会」）を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は旭川開発建設部次長（河川・道路）をあてる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。
- 6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

(協議会の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(流域治水協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、旭川開発建設部治水課、流域治水対策官、上川総合振興局旭川建設管理部事業室治水課に置く。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月23日から施行する。

本規約は、令和3年2月8日から施行する。

本規約は、令和3年12月27日から施行する。(改正)

本規約は、令和6年 3月18日から施行する。(改正)

本規約は、令和7年 3月 日から施行する。(改正)

別表 1 天塩川上流流域治水協議会

関係機関	流域治水協議会
旭川開発建設部	部長（会長）
旭川地方気象台	台長
上川総合振興局	局長
士別市	市長
名寄市	市長
和寒町	町長
剣淵町	町長
下川町	町長
美深町	町長
音威子府村	村長
中川町	町長
上川北部森林管理署	署長
森林整備センター北海道水源林整備事務所	所長

別表 2 天塩川上流流域治水幹事会

関係機関	流域治水幹事会
旭川開発建設部	次長（河川・道路）（幹事長） 次長（農業）
公物管理課	公物管理課長
治水課	治水課長
施設整備課	施設整備課長
農業整備課	農業整備課長
防災課	防災課長
流域治水対策官	流域治水対策官
名寄河川事務所	所長
岩尾内ダム管理支所	支所長
サンルダム管理支所	支所長
旭川地方气象台	防災管理官
上川総合振興局	
地域創生部	危機対策室主幹
産業振興部	整備課長
	林務課長
北部森林室	森林整備課長
旭川建設管理部	
用地管理室	維持管理課長
事業室	治水課長
士別市	総務課長
名寄市	総務部参事（防災担当）
和寒町	総務課長
剣淵町	総務課長
下川町	総務企画課長 町民生活課長
美深町	総務課長
音威子府村	総務課長
中川町	総務課長
上川北部森林管理署	次長 森林技術指導官
森林整備センター北海道水源林整備事務所	次長